

(仮称) 富士市子どもの権利条例 骨子案 (改訂版)

第3回懇話会(2/9)における委員の意見を踏まえて、条例の骨子案を一部修正しました。
※下線部分は、追記及び修正箇所

1 前文

- (1) 条例を制定する趣旨や基本原則、目的などを示す。本市の実情に合った子どもの権利の保障をより一層進めていくという市の決意を宣言する。(前文)

2 子どもの権利について

- (1) 子どもの大切な権利について定め、すべてが保障されるものであること。
(安心して生きる権利)(自分らしく生きる権利)(豊かに育つ権利)(参加する権利)
(遊ぶ権利)(休む権利)などを個別に規定する。

3 子どもの権利保障と各主体の役割や仕組み、連携について

- (1) 市や保護者、育ち学ぶ施設の関係者、市民等の役割や責務(こどもの権利を尊重・保障すること)に関すること。(市の責務)(保護者等の役割)(育ち学ぶ施設の役割)
- (2) 子どもが気持ちや考えを表明したり、参加する機会を設けること。子どもが施政等に意見を表明する機会を保障すること。(意見表明や参加の促進)(こども会議)
- (3) 子どもとその他の市民が、子どもの権利について学び、理解することができるよう支援し、その普及に努めること。(子どもの権利の普及及び啓発)(学習支援)
- (4) 保護者や市民は、子どもの権利を保障するために必要な支援を受けることができること。(保護者と家庭への支援や地域と市民への支援について)
- (5) 学校や児童福祉施設等は、子どもの権利を保障するために必要な支援を受けることができ、また支援に努めること。(子どもが育ち学ぶ施設における権利の保障)(育ち学ぶ施設とその職員への支援)
- (6) ありのままの自分であることや自由に遊び活動すること、安心して人間関係をつり合うことができる場所を設置し、参加する機会を設けること。(子どもの居場所)
- (7) 子どもは、差別や虐待、いじめを受けることなく安心して生きる権利が保障され、市などは、適切な救済、回復のための支援を行うこと。(子どもの安全と安心)
- (8) 子どもの権利について、子どもをはじめ市民の関心を高めるために「子どもの権利の日」を設けること。(子どもの権利の日)

4 子どもの権利の推進計画の策定について

- (1) 市は、子どもの権利を保障し、子どもに関わる施策を総合的・計画的に推進するための推進計画を策定すること。(推進計画と施策の推進)
- (2) 本条例に基づく施策の実施の状況を検証し、子どもに関する施策の充実を図ること。(子どもの権利委員会)

5 子どもの救済制度の仕組みとその運用について

- (1) 市は、子どもの権利侵害に対して救済に取り組み、回復を支援するために、権利擁護委員を置くこと。(子どもの権利擁護委員の設置)